

日本セキュリティ・マネジメント学会 特別賞運営細則

JSSM-3-733 2007.11.30 制定

2008.11.14 改定

2012.06.01 改定

2020.12.11 改定

1. 特別賞の種類と運営

特別賞には、学会特別賞と先達個人の名を冠した賞とがある。

特別賞の運営は、賞ごとに以下に定める。

(学会特別賞)

2. 学会特別賞候補者の提案

学会特別賞の候補者は、理事が理事会に提案する。

3. 審査委員会

理事会に提案のあった学会特別賞の審査は、理事会が理事または表彰部会員からなる審査委員会を設置し、当委員会において行う。

4. 審査方法

審査委員会は、候補者のそれまでの活動が、学会が特別に賞を授与するにふさわしいものであるかを判断 基準として審査を行い、その結果を理事会に報告する。理事会は授与の可否を決定する。

5. 表彰

(1) 表彰は、原則として次の総会において行う。

(2) 学会特別賞受賞者の氏名、所属、受賞理由は、学会ホームページにおいてすみやかに公表する。

(3) 受賞者には賞状及び賞金 5 万円を授与する。

(富山茂賞)

6. 永年当学会の運営に多大な貢献をされた富山茂氏の意向に沿って、富山茂賞を設ける。

7. 富山茂賞の趣旨

富山茂先生のこれまでの当学会におけるご活躍や、学会活動活性化の貢献に鑑み、活発に活動し成果を挙げている研究会、あるいは当学会の研究会活動の活性化に貢献のあった個人を表彰する。

原則として研究会を表彰する。複数の研究会にまたがる活動を通じて研究会の新たな展開に寄与した、あるいは新たな研究会を立ち上げ軌道に乗せたなど、研究会活動の活性化に顕著な貢献のあった個人を表彰することもある。

8. 目的

変化の激しい現代において、継続的に研究会活動を発展させていくには、常に研究テーマの先進性に気を配り、研究会相互間の関係や連携を確認し見直して、新規研究テーマへの取り組みを的確に研究会活動に組み込んでいかなければならない。学会の主活動である研究会そのものの活発な活動、あるいは活動の活性化に貢献のあった個人など、研究会活動の現場において顕著な業績のあったものを表彰することを通じてこのような活動を奨励することを目的とする。

9. 表彰対象

研究会または個人を対象とする。

10. 選考

研究統括と総務部会長に若干名を加えた検討委員会で候補者を選任し、理事会の決議を経て決定する。

11. 表彰

- (1) 表彰は、原則として総会において学会会長が行う。
- (2) 富山茂賞の趣旨、受賞者の氏名、所属、受賞理由などを、ホームページにおいてすみやかに公表する。
- (3) 受賞者には、賞状及び賞金5万円を授与する。

(辻井重男セキュリティ論文賞)

12. これまで情報セキュリティ総合科学の発展に多大な貢献をし、本学会の会長、及び情報セキュリティ大学院大学の学長として大きな足跡を残してこられた辻井重男先生から「将来の情報セキュリティ人材育成の為に」との熱い想いと共にいただいた寄付を原資に、情報セキュリティ大学院大学、情報処理学会コンピュータセキュリティ研究会、日本ネットワークセキュリティ協会との共同運営で、電子情報通信学会情報セキュリティ研究会、情報処理学会セキュリティ心理学とトラスト研究会、情報処理学会電子化知的財産・社会基盤研究会の協力を得て「辻井重男セキュリティ~~学生~~論文賞」（略称「辻井賞」）を設ける。

13. 辻井賞の主旨

「辻井重男セキュリティ~~学生~~論文賞」は、情報セキュリティ総合科学の発展に永年取り組んでこられた辻井重男先生の情報セキュリティ確立への熱い想いを、次の時代を担う若手研究者に伝え、これからのセキュリティ分野の発展に資する論文を見出し、もって若手研究者の奮起をうながすことを主旨とする。

14. 辻井賞の運営

辻井賞の運営は、共同運営団体および協力団体の代表からなる検討会で作成され、各団体から選出された運営委員によって構成される辻井賞運営委員会が改廃にあたる規程に基づいて、行われる。

(改廃等)

15. その他

当細則の改廃は、表彰部会での検討を経て、理事会にて行う。

付則 本規程は、2007.年 11 月 30 日から施行する。

2008.10.30 改定は、2008 年 11 月 14 日から施行する。

2012.05.29 改定は、2012 年 06 月 01 日から施行する。

2020.12.11 改定は、2020 年 12 月 14 日から施行する。

以上